

人権つうしん

手をつなぎ 心ふれあう 明るい社会

(同和教育つうしん第4号より)

通算57号 令和元年(2019年)8月20日

発行 長野県教育委員会事務局心の支援課
発行人 松村 明

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7450

FAX 026-235-7484

Eメール kokoro@pref.nagano.lg.jp

☆「人権つうしん」は、県教育委員会ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/jinken/syakai/tsushin.html>

平成31年4月19日

「アイヌ民族支援法」が成立

平成三十一年四月十九日、「アイヌ文化振興法」に代わる「アイヌ民族支援法」が、参議院本会議で可決、成立しました。

この法律は、初めてアイヌの人々を「先住民族」と明記し、アイヌの文化や産業、観光の振興に向けた交付金制度を創設するといふものです。

また、アイヌの人々が民族儀式に使う木材などを国有林から取り出すことや、川で伝統的なサケ漁を行うにあたり、許可をとる手続きも簡素化されるというものです。

「アイヌ民族支援法」の経緯と概要

明治元(一八六八)年、王政復古の大号令とともに新政府が樹立されました。いわゆる明治維新です。その翌年、明治二(一八六九)年、政府は蝦夷地を「北海道」と名称を改め、北海道の開拓のため開拓使を置き、本格的に北海道開拓を行いました。

北海道の大地はアイヌ語で「アイヌモシリ」と言います。これは、「アイヌの静かな大地」を示します。この大地には、以前からアイヌ民族が生活していました。しかし、その地を「無主の地」と見なして、アイヌの人々に何の相談もなく開拓が行われました。

明治半ば、多くの和入(アイヌ以外の日本人のこと)が北海道へ移り住むようになり

ました。そのことにより、アイヌの人々の生活の場が奪われるようになり、生活が苦しくなっていきました。また、アイヌの人々に対する理解が不十分なため、アイヌの人々に対する偏見や差別という現実がありました。そこで政府は、貧困等に苦しむアイヌの人々を保護する名目で、明治三十一(一八九九)年「北海道旧土人保護法」をつくりました。しかし、この法律は、アイヌの人々を和人に同化させようとする目的が強く、アイヌの人々の収入源であった漁業や狩猟。そして、アイヌ固有の習慣や風習などが禁止されました。また、日本語の使用を義務化するなど、アイヌの文化や伝統が失われてしまう可能性がありました。

そこで、北海道ウタリ協会(現北海道アイヌ協会)が「北海道旧土人保護法」に代わる新しい法案を昭和五十九(一九八四)年に創案し、政府に働きかけました。その後、平成九(一九九七)年に「北海道旧土人保護法」は廃止され、アイヌの文化の振興に特化した「アイヌ文化振興法」が制定されました。

新たな動きが見られたのは、平成一九(二〇〇七)年に国連で「先住民族の権利宣言」が採択されてからです。翌平成二十(二〇〇八)年には日本の国会でも「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が採択されました。それを受けて内閣府は「アイヌ政策推進会議」を発足させ、新たなアイヌ政策の展開について検討してきました。その結果として成立したのが「アイヌ民族支援法」です。

※「土人」は現代においては不適切な表現ですが、平成九(一九九七)年まで日本に存在していた法律の名称なので、そのまま記載しています。

特集 アイヌ文化 アイヌ文化を伝える講演会からはっとしたその瞬間

100年ほど前、アイヌの酋長であった川村カネトさんが、アイヌの測量技術を使い、上伊那から飯田下伊那、愛知県まで延びる飯田線の敷設を担ったということはあまり知られていません。

川村カネトさんは、飯田線敷設の際、アイヌ民族ということだけで差別を受けたと聞いています。しかし、それに負けず使命を全ういただけたことで、無事開通したという歴史があります。このように、長野県とアイヌの人々とは、切っても切れない関係があります。

昨年6月、南信地区社会人権教育研修会において、東京在住でアイヌ民族文化財団アドバイザーの宇佐照代さんにお越しいただき講演会を行いました。



アイヌの楽器「ムックリ」を吹く宇佐さん

この講演では、今でも民族を差別する事案として残る結婚問題などの具体的な差別事象について、人権教育の視点でお話をしてくださいと思っていました。しかし、宇佐さんは「差別を受けてきた歴史より、アイヌ民族の楽しい踊りや音楽、衣装、素敵な料理を見てほしい」という強い思いでお話ししてくださいました。アイヌ文化に誇りを持たれている宇佐さんの気持ちに、ハッとさせられたことを今でも覚えています。

この講演会に引き続き行ったのが、下伊那郡阿智村在住で劇団ムカシ玩具所属の二川舞香さんの一人芝居です。

舞香さんは、19歳で亡くなったアイヌの少女「知里幸恵(ちり ゆきえ)」の生涯を描いた「神々の謡(うた)」を題材にした一人芝居を行います。知里さんが幼少時代に受けたいじめや差別との戦いの様子も演じられていましたが、自然豊かな地で育ち、それを守ろうとする思い、そして、文字を持たないアイヌ文化を文字にして、日本語として残したいという思いが劇となっています。ここでも「アイヌ文化を知ってほしい、みんなに分かってほしい」という強い思いが感じられました。

「イランカラプテ」(アイヌの「こんにちは」)宇佐さんが最初に発した言葉です。同じ日本人である私は、この言葉を知りませんでした。アイヌの方々や文化の素晴らしさに触れるためにも、このあいさつは大切であると思います。この言葉をきっかけに、よりアイヌの方々の思いや気持ちに迫りたいと思います。



一人芝居をする舞香さん

(南信教育事務所 水野直昭)

(特集) 地域の仲間の一人として 外国人と共に生きる

日本に来たばかりの頃

日本語を学びたい
日本人と話したい
日本の文化を知りたい
仲良くなりたい
(でも、)
言葉がわからない
挨拶しかできない
会社とアパートの
行きかえりだけで
毎日が同じ
単調な生活
(徐々に、)
日本語で話すのがこわい
日本人に会うのがこわい
希望や夢がかなえられない

このままではけない!

そこで、技能実習生の先輩のアドバイスから相談したのが公民館でした。公民館では、学校支援ボランティアを紹介され、活動に参加することができました。



ベトナムから来た技能実習生のAさんは、日本での生活を「日本の生活はとても楽しくて、色々なことを勉強させてくれます。そして、この国には素晴らしい家族がいます。」と語っています。日本で出会い心を通わせた人々を『家族』と表現したAさん。多文化共生社会へのヒントを紹介します。

相談

参加

ボランティア活動ができますよ。

一緒にやりましょう。

公民館

コミュニティ・スクール

ボランティアに参加して

公民館とつながる
子ども達との遊びを通じた交流
コミュニティ・スクールの
メンバーとの交流
子ども達と一緒に食べた給食
運動会・音楽会・入学式・卒業式
への参加
他のボランティア活動
へも参加

日本語が話せる
日本語が書ける
日本語が読める
日本の文化を知る
日本の友人ができる
充実した生活

お互いのよさに気付けるチャンス!

公民館をきっかけに学校支援ボランティアに参加することで子ども達やメンバー・学校との出会いが生まれ、日本語をはじめ日本の文化も理解していきました。

私たちにできることは...

- 長野県に住んでいる外国人はおよそ三万五千人以上います。地域とのかかわりを求めている外国人の方は近くにもいるかもしれません。
- あいさつをしてみましよう。
- 地区の行事に誘ってみましよう。
- 清掃活動に誘ってみましよう。
- 声をかけて、つながってみませんか。



とも 伴に走り、伴に歩く

自分が望むときに体を動かし、爽やかな汗を流す。それは、すべての人に当然あるべき権利ではないでしょうか。

障害者差別解消法が施行されて三年、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会の実現に向けて様々な取組がなされています。しかし、世の中には、気軽に体を動かし、運動を楽しんだりする環境や機会が得られない人も大勢います。

そのような社会の中で、視覚障がい者の健康増進のために、伴に走り、伴に歩く伴走・伴歩を通して



て、人に優しい社会づくり・健康づくりをめざして活動している方々がいます。今回は、信州伴走・伴歩協会の練習会に参加し、学んだことを報告します。

声掛けの大切さ

練習会は、準備体操から始まりました。伴走・伴歩する方も視障がいのある方も一緒に輪になり、和気あいあいとした雰囲気の中で、体をほぐし、心もほぐす時間となつていくのが感じられました。トレーナーの方からの指示は具体的で、視覚障がいのある方だけでなく初心者にも分かりやすいものでした。それでも見えない分だけ動きを理解するのが難しいこともあるでしょう。視覚障がいのある方が戸惑う場面もありました。そんなときは、周りから、「手は大きく弧を描くように動かしませよ」といったさらに具体的な声が掛けられ、隣の方がさかさず手や足の動きをサポートしていました。

「見えない体験」での感覚

今回は体験参加の方がお二人いらして、アイマスクを着けて歩く「見えない体験」と、アイマスクの相手と伴に歩く伴歩体験と一緒に学ばせていただきました。

「見えない体験」で協会の方に

していただいたガイドを参考に、伴歩の体験では体験参加の方がガイドを行いました。ガイド紐を互いに持ち、ガイド役が半歩前を歩きます。一歩先の地面の様子や段差、階段、スロープなど、進行方向の状況を相手に伝えるように声を掛けながら進みます。「花がきれいですよ」と周囲の風景を伝えることも大切にされていました。

「自分が普段、いかに視覚に頼っていたかが分かりました。見えない体験は恐怖もありましたが、普段感じられない見えない感覚が感じられたのは発見でした。これからも参加したいです」

体験者の一人は、額にうっすらと汗をにじませながら、清々しい表情でこのように語っていました。

伴に走り、伴に歩む仲間として

練習会の後半は、視覚障がいのある方と伴走・伴歩者がペアになつて、ランニングコースを回りまわりました。どのペアも笑顔でコミュニケーションしながら、でも力強い足取りで風を切ってスタートしていきましました。

ゴール地点で待っていると、まずは視覚障がいあるFさんと伴走者のKさんのペアが見えてきました。最後まで力強い走りを見せて

いたFさんをKさんの軽快な伴走がサポートしていました。

次にゴールしたのは、視覚障がいのあるUさんと伴走者のMさんのペアでした。最後の坂道でスピードが落ちないように励ますMさんの声に、応えようとサポートをかけるUさんの姿が印象的でした。練習の後、Fさんは差し入れのお茶を配りながら、「今年は、フルマラソンに挑戦します。あと半年、しっかりと練習しますよ」と力強く語っていました。

Uさんは、「いつもは下を向いて縮こまって歩いていることが多くいけど、手を大きく広げて、顔をあげて走れるのは楽しいです」と、差し入れのクッキーを食べながら笑顔で語っていました。

伴走者のKさんは、「障がいがあっても体を動かしたいと望んでいる人がいます。その存在を、体験を通していろいろな人に知ってもらいたい」と語っていました。

伴に走り、伴に歩む仲間の輪に入り、その活動を体験してみる。あるいは、マラソン大会等に出場している姿を道道で応援してみる。きつと様々な発見があり、人に優しい社会に向けて大切なことを考えるきっかけが得られると思いません。（中信教育事務所 松井秀文）

学校における人権教育(部落差別の問題)の紹介

『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行され二年が経過しました。この法律における取組のひとつに、部落差別を解消するための「教育及び啓発」が掲げられて、学校教育が担う責任、社会からの期待はより大きくなつたといえます。そのために、各学校では、子どもたちが部落差別に対して正しい知識をもち、差別は自分の問題であることに気づき、差別をなくす意欲や実践力をもてるような人権教育の指導を大切にしたい取組がされています。

○M小学校の「部落差別の問題」に関する題材配列の見直しによる取組

M小学校では、高学年部会において、「部落差別と向き合っていくための指導のあり方」をテーマに人権教育の研究を進めています。部落差別と向き合うためのめざす子どもの姿として、

- ・社会や身の周りには様々な差別があることを知り
 - ・事象や人物に心を寄せながら考えたり、自分事として考えたりして
 - ・差別を無くそうと自分にできることを考え実践する意欲をもつこと
- として、実践を進めてきました。

研究を進めるにあたり、まず六年生における部落差別の問題の題材配列について見直しを行いました。どのような題材をどのようなタイミングで扱っていくことが、子どもたちの育ちに寄り添った学びとなるか検討を行い、年間計画を立て推進しています。

M小学校では、社会科の歴史学習と「あけぼの」の題材、地域教材とをつなげた計画を立てています。「あけぼの」は、長野県同和教育推進協議会が発行している部落差別の問題をはじめ様々な人権問題を取り上げた読み物や資料で構成された長野県独自の副教材です。また、さらには、当事者から生の声を聞く場も設定しています。

小学校の先生方から『あけぼの』をどのように扱ったらよいかわからない」という声が聞かれることがあります。M小学校のように、「あけぼの」の題材だけで人権教育(部落差別の問題)を進めるのではなく、社会科の歴史学習・地域教材とをつなげて学習をすることで、子どもたちは部落差別についての見方・考え方を深めていくことができます。特に、小学生において



前向きに差別と闘ったくら子の生き方から「感性」に訴える学習が展開されていきました。子どもたちは、社会科で学んだ「水平社宣言」とくら子の生き方とをつなげて考え、友との対話の中から、くら子の生き方と自分の生き方を重ね合わせ、これからの自分の生き方を見つめ直す姿がありました。

M小学校で授業を公開したN先生は、今回、初めて部落差別の問題の授業に挑戦しました。初めての経験だったので、どのように指導したらよいかたいへん不安だったそうです。その不安を先輩の先生に話すと、部落差別の問題に対する見識の深い先輩の先生が、部落差別の問題への向き合い方や指導で大切にすることを教えてくださったそうです。また、その先輩のアドバイスで当事者とのつながりの大切さを学んだN先生は、自ら地域の当事者の方のところへ足を運び、地域の実情、地域の思いや願いを教えてくださいました。このように教師が自ら学ぶことにより、N先生は自信をもって部落差別の問題の授業を行うことができました。自信をもって部落差別の問題の授業を行うには、まずは教師が部落差別の問題や現状を学び、自分のこととして捉えることが大切です。

現在、部落差別の問題について、学生時代に十分な教育を受けていない教師がいるようです。だからこそ、学校現場では、これまで以上に、当事者の児童生徒と向き合ってきた経験のある先生方から学び、次の若い世代の先生方に伝えていく努力が必要です。


は、「部落差別」についての正しい理解は簡単ではないと思います。だからこそ、教師が社会科・地域教材・「あけぼの」等を意図的につなげた年間計画・単元構想を立て、子どもたちがつなげて考えることができるように仕組むことが大事になってくるのです。


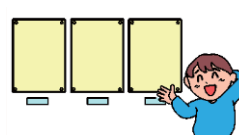
また、M小学校では、「あけぼの」の活用において、登場人物の生き方から学ぶことを大事にした学習を行っています。「わたしの道をく高橋くら子の生き方」の学習では、単に「知識」を学ぶだけでなく、

「いじめ防止子どもサミット NAGANO」

= 「いじめ」について真正面から取り組む子どもたちの姿をご参観ください！ =

日時 令和元年11月16日(土)
10:00 ~ 15:15
会場 県立長野図書館3階
「信州・学び創造ラボ」(長野市)



時間	項目	内容	ポイント
10:00~10:10	開会行事	○開会あいさつ	☞運営は、子どもたちが行います
10:10~11:20	各学校の 取組発表	○いじめ防止の 取組発表	☞各学校、工夫を凝らして発表します。
11:20~12:40	グループの集い 昼食		
12:40~13:40	グループディ スカッション	○いじめ問題につ いて意見交換 ○メッセージづくり	☞いじめ問題についてテーマ別にグループで話し合い、メッセージとしてまとめます。 ※ファシリテーターは、学生が行います。 
13:40~14:00	全体会	○メッセージの 発表意見交換	☞グループごとに話し合った内容を発表します。
14:10~14:40	トークセッシ ョン	○子どもたちと 大橋良隆さんによるトークセッ ション	☞子どもたちと人権大使 大橋良隆さん (AC パルセイロ元選手) によるトークセッションを行います。
14:40~15:15	閉会行事	○閉会あいさつ	

どなたもご自由に参観できます！

ネット被害から子どもたちを守るために！

県教育委員会は、子どもをインターネット(SNS)による被害(性被害)から守るため、特別支援学校用、中学生用、高校生用のリーフレットを作成し、6月にそれぞれ1年生に配付しました。

インターネットはとても便利です。しかし、使い方を間違えれば、被害者にも加害者にもなり兼ねません。安全に使えるように、是非このリーフレットを参考にしていただきたいと思います。



特別支援学校用



中学生用



高校生用